

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：勝浦町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	９２．７％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８６．９％
全職員	８５．１％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—％
本庁課長相当職	９７．３％
本庁課長補佐相当職	９７．３％
本庁係長相当職	８９．４％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	—％
３１～３５年	９７．１％
２６～３０年	８４．９％
２１～２５年	９２．６％
１６～２０年	１１１．０％
１１～１５年	１０７．６％
６～１０年	９５．７％
１～５年	８３．７％

【説明欄】

- ① 医療職給料表（１）が適用される職員については、他の給料表が適用される職員に比べて給与水準が高いことから、集計の対象外とした。
- ② 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員（パートタイム）については、勤務時間が週３日以上かつ週１５時間３０分以上の者を集計対象とした。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。